

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農村計画課	1 土地改良区体制強化事業	(1) 土地改良区統合整備推進事業 土地改良区が土地改良区機能強化支援事業実施要綱(令和7年4月1日付け6農振第2936号農林水産事務次官依命通知)に基づいて行う統合再編整備事業に要する経費 1 協議会開催費 2 計画樹立費 3 附帯施設整備費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から3月31日まで	土地改良区	100分の100以内	1 経費の配分の30%を超える増減 2 事業内容の変更 3 事業の中止又は廃止	無	否	[遂行状況報告] 12月31日 [実績報告] 事業完了時	[遂行状況報告] 1月31日 [実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		(2) 土地改良相談等事業 熊本県土地改良事業団体連合会が土地改良区機能強化支援事業実施要綱(令和7年4月1日付け6農振第2936号農林水産事務次官依命通知)に基づいて行う施設・財務管理強化対策に要する経費 1 土地改良事業関係苦情・紛争等対策 2 非補助土地改良事業推進支援 3 財務・会計実践向上研修	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から3月31日まで	熊本県土地改良事業団体連合会	100分の100以内	1 経費の配分の30%を超える増減 2 事業内容の変更 3 事業の中止又は廃止	無	否	[遂行状況報告] 12月31日 [実績報告] 事業完了時	[遂行状況報告] 1月31日 [実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農村計画課	1 土地改良区体制強化事業	(3) 土地改良区等経営診断・改善指導事業 熊本県土地改良事業団体連合会が土地改良区機能強化支援事業実施要綱(令和7年4月1日付け6農振第2936号農林水産事務次官依命通知)に基づいて行う土地改良区の経営診断・改善指導に要する経費 1 経営診断・改善指導計画の策定 2 経営診断・改善指導の実施	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から3月31日まで	熊本県土地改良事業団体連合会	100分の100以内	1 経費の配分の30%を超える増減 2 事業内容の変更 3 事業の中止又は廃止	無	否	[遂行状況報告] 12月31日 [実績報告] 事業完了時	[遂行状況報告] 1月31日 [実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		(4) 水土里ビジョン策定推進対策事業 土地改良区が土地改良区機能強化支援事業実施要綱(令和7年4月1日付け6農振第2936号農林水産事務次官依命通知)に基づいて行う水土里ビジョン策定に要する経費 1 地域実態調査 2 地域協議会の設置・運営 3 水土里ビジョン策定	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から3月31日まで	土地改良区	100分の100以内	1 経費の配分の30%を超える増減 2 事業内容の変更 3 事業の中止又は廃止	無	否	[遂行状況報告] 12月31日 [実績報告] 事業完了時	[遂行状況報告] 1月31日 [実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農村計画課	2 農業農村整備事業調査計画費 (団体営調査計画費)	(1)農村環境計画策定事業 農業競争力強化農地整備事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2604号)に基づいて実施する事業に必要な経費。 ① 自然環境及び社会環境についての現況調査 ② ①の結果に基づく農村環境計画の策定	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	100分の50以内	1 経費の配分の30%を超える増減 2 計画地域の変更 3 調査項目の変更又は廃止 4 補助金額の変更	無	否	[遂行状況報告] 6月30日 9月30日 12月31日	[遂行状況報告] 翌月末日
		(2)農村振興総合整備実施計画策定事業 農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2453号)に基づいて実施する事業に必要な経費		市町村	100分の50以内	1 経費の配分の30%を超える増減 2 計画地域の変更 3 調査項目の変更又は廃止 4 補助金額の変更			[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		(3)団体営調査設計事業(調査設計) 農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2453号)に基づいて実施する事業に必要な経費 (1)調査設計………調査設計、診断等を行うもの		市町村、熊本県土地改良事業団体連合会等	当該各号の事業に要する経費の100分の50以内	1 地区間相互の経費の額の変更 2 事業内容の変更 3 地区の新設、変更又は廃止 4 補助金額の変更				

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農村計画課	2 農業農村整備事業調査計画費 (団体営調査計画費)	(4) 農村地域防災減災事業 農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2114号)に基づいて実施する事業に必要な経費 ① ため池敷地の所有者を確定するための相続関係の調査及び資料作成 ② 用地境界を確定するための測量等 ③ 防災重点農業用ため池緊急整備事業に必要な実施計画の策定	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	100分の50以内 (中山間地域にあつては100分の55以内) (補助対象経費の欄の③に係るものにあつては100分の100以内)	1 経費の配分の30%を超える増減 2 事業内容の変更 3 事業の中止又は廃止 4 補助金額の変更	無	否	[遂行状況報告] 6月30日 9月30日 12月31日 [実績報告] 事業完了時	[遂行状況報告] 翌月末日 [実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		(5) 経営体育成促進換地等調整 農業競争力強化農地整備事業実施要綱(平成30年3月31日付け29農振第2604号)及び農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2453号)に基づいて実施する事業に必要な経費。 ・地区内農地等状況調査 ・合意形成促進 ・地区内アンケート調査 ・地域営農構想作成 ・換地設計基準作成等	市町村	100分の50以内 (中山間地域にあつては100分の55以内)	1 経費の配分の30%を超える増減 2 事業内容の変更 3 事業の中止又は廃止 4 補助金額の変更					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農村計画課	2 農業農村整備事業調査計画費 (団体営調査計画費)	(6) 農村地域防災減災推進計画策定 農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2114号)に基づいて実施する事業に必要な経費 ・地域の防災減災対策に必要な諸条件について行う調査及びその計画の策定等	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	100分の50以内 (二次災害が予想される地区における施設に係るものにあつては100分の100以内)	1 経費の配分の30%を超える増減 2 事業内容の変更 3 事業の中止又は廃止 4 補助金額の変更	無	否	[遂行状況報告] 12月末日	[遂行状況報告] 1月末日
		(7) 農村整備事業 農村整備事業実施要綱(令和3年4月1日付け2農振第2736号)に基づいて実施する事業に必要な経費 ・計画策定等事業 点検・診断、調査、施設の再編・集約、維持管理の効率化等の検討及び計画の策定		市町村	100分の100以内	1 経費の配分の30%を超える増減 2 事業内容の変更 3 事業の中止又は廃止 4 補助金額の変更	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は4月10日のいずれか早い日
		(8) 農山漁村振興交付金 農村漁村振興交付金交付等要綱(令和3年4月1日付け2農振第3695号)に基づいて実施する事業に必要な経費 ・地域の情報通信技術の利用ニーズ、地形条件、既存の情報通信施設とその利用可能範囲等の諸条件の調査		市町村	100分の100以内	1 経費の配分の30%を超える増減 2 事業内容の変更 3 事業の中止又は廃止 4 補助金額の変更	無	否		
		(9) 水利施設等保全高度化事業 水利施設等保全高度化事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2702号)に基づいて実施する事業に必要な経費 ・農業用排水施設等の整備に係る地域の諸条件等の調査及び実施計画策定		市町村、土地改良区等	100分の100以内	1 経費の配分の30%を超える増減 2 事業内容の変更 3 事業の中止又は廃止 4 補助金額の変更	無	否		

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農村計画課	3 農業委員会等振興助成費	1 農業委員会費 市町村が、農業委員会の組織運営及び事業を実施するために必要な経費 (1) 農業委員会交付金 ア 農業委員・農地利用最適化推進委員手当 イ 職員設置費 ウ 農地調査・資料整備費 (2) 機構集積支援事業 ア 農地法事務適正実施支援 イ 農地有効利用支援 (3) 情報収集等業務効率化支援事業 タブレット端末の購入費	(1) 4月1日から3月31日まで (2)、(3) 交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	農業委員会	定額	(1) 事業主体の変更 (2)、(3) 事業主体の変更 事業の新設又は廃止 経費の30%を超える増減	(1) 有 (第9条第2項第1号該当) (2)(3) 無	(1) 否 (2) 要 (3) 要	[中間報告] 1 (2) (3) 2 (2) 9月30日 12月31日 上記以外(2)(3)を除く) 12月31日	[中間報告] 1 (2) (3) 2 (2) 10月15日 1月15日 上記以外(2)(3)を除く) 1月15日
		2 県農業会議費 熊本県農業会議が、組織運営及び事業を実施するために必要な経費 (1) 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 ア 役職員手当 イ 職員給与費等 ウ 旅費 エ 事務等経費 オ その他の経費 (2) 機構集積支援事業 広域的な農地利用調整活動 (3) 農業会議活動補助事業	(1)、(3) 4月1日から3月31日まで (2) 交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	一般社団法人熊本県農業会議	(1) 及び(3) 10分の10以内 (2) 定額	(1) 経費の30%を超える増減 (2) 事業の新設又は廃止 経費の30%を超える増減 (3) 事業内容の追加 又は取りやめ	(1)、(3) 有 (第9条第2項第1号該当) (2) 無	(1)、(3) 否 (2) 要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日